

建築関係工事 (公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事)

建築工事、建築設備工事

(一般建築工事、工作物解体工事、電気設備工事、電気通信工事、管工事、空調工事、建築塗装工事など)

対象

予定価格1億円以上の工事 ・ 総合評価落札方式による工事

調査基準価格

$$\left(\left[\text{直接工事費} \times 90\% \times 97\% \right] + \left[\text{共通仮設費} \times 90\% \right] + \left[(\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 90\% \right] + \left[\text{一般管理費等} \times 68\% \right] \right) \times 1.10$$

ただし、上記算定式で算出した額が予定価格の9.2/10を超える場合は9.2/10に相当する額、また7.5/10を下回る場合は7.5/10に相当する額

失格判断基準

調査基準価格を下回った入札のうち、予定価格(税抜き)の積算内訳に対し、次に掲げるいずれかに該当する入札を失格とする。

○【A:直接工事費】入札時に提出した積算内訳書の直接工事費の額に 10分の9を乗じて得た額 が、予定価格算出の根拠となった次に掲げる額未満である場合

ア 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9を乗じて得た額未満である場合

【 入札価格(税抜き)の積算内訳 】

【 予定価格(税抜き)の積算内訳 】

(*1) 積算内訳書の 直接工事費 ×90% の額

直接工事費 × 90% × 90% の額

(*1) 【A:直接工事費】の額は、積算内訳書の「直接工事費の90%」で算定しますのでご注意ください。

○【B:諸経費】入札時に提出した積算内訳書の共通仮設費の額、直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額 と現場管理費の額及び一般管理費等の額の合計額が、予定価格算出の根拠となった次に掲げる額の合計額未満である場合

ア 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額

イ 直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の合計額に10分の8を乗じて得た額

ウ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

【 入札価格(税抜き)の積算内訳 】

【 予定価格(税抜き)の積算内訳 】

積算内訳書の 共通仮設費の額

共通仮設費 × 80% の額

(*2) 積算内訳書の
直接工事費 × 10% + 現場管理費の額

(直接工事費 × 10% + 現場管理費) × 80% の額

積算内訳書の 一般管理費等の額

一般管理費等 × 30% の額

(*2) 【B:諸経費】の額は、積算内訳書の「直接工事費の10%」を含んで算定しますのでご注意ください。